朝日新聞
発行所　朝日新聞大阪社
東京三丁目三番地　大阪市北区堂島
番一〇五三五番　番一〇五三六番
第一〇五五、第六　振替口座大阪一〇〇
編輯　発行人　印刷人
実業八島　矢野　人
編輯　見目　人

聖上憲法改正に御着手

草案を速に作成

近衛公御下問を拝す

天皇陛下には今般近衛文麿公に対し内大臣府御用掛を仰付られ、十二日附をもつて宮内省から発令されたが、近衛公の内大臣府入りは 陛下の御下問に対して木戸

1946/1/23

統治權は國家に

責任内閣制度を確立

民間の二憲法改正案

自由黨

自由黨では昨年十二月以來憲法改正特別調査委員會を設置し、安藤政務調査會長、金森徳次郎（前内閣法制局長官）、清瀬一郎（前大審院部長）、植原悦二郎（前内閣國務大臣）、吳文炳（日大教授）の七氏を特別委員として憲法改正案の研究中であつたが、成案を得たので去る十六日の政務調査會にかけこれを決定し、去る二十一日朝十時から本部で總會を開き、河野總裁から經過報告、安藤調査會長より憲法改正の主旨、特に天皇制維持の理念を述べ、ついで清瀬博士より改正要綱を説明し、討議決定を見た、よつて同党では右要綱の内容ならびにこれに關する説明を次に掲ぐ

一、天皇

（一）統治權の主体は日本國家なり

（二）天皇は統治權の総攬者なり

（三）天皇は元首なり

（四）天皇は法律上及政治上の責任なし

（五）天皇の大權は各項その他天皇の名において國務大臣の輔弼による

（一）法律の裁可及公布（二）議會の召集、開會、閉會、停會及衆議院の解散（三）官吏の任免（四）外交（五）恩赦（六）現行法における緊急命令、勅令命令、独立命令制定の大權、官制大權、統帥大權、戒嚴大權、非常大權はこれを廃止す

三、國民の權利

（一）思想、信仰、言論、出版、集會、結社の自由は法律をもつてするも制限することを得ず

（二）信書及通信の自由は法律をもつてするにあらざれば制限することを得ず

（三）私有財産及正當なる補償の保障を保障す

四、議會

（一）議會は立法の府として、國時に行政を監督する機関とす

（二）凡ての法律は議會の立法（法律による委任の原則とす

（三）第一院を衆議院、第二院を參議院とし、その組織はともに法律をもつてこれを定む

（四）參議院は衆議院の抑制と政治恒定の機関とす

（五）衆議院が第一院として參議院に対する優越を認めること概ね左の如し

（イ）衆議院の國務大臣の權力の強化

（ロ）參議院が衆議院を通過した議案を修正しくは否決したる時はこれを衆議院の再議に附し、三分の二以上の多数を以て再びこれを可決したる時は參議院の修正若しくは否決はその効力を失う（これと關連して參議院を通過したる議案の參議院における審議期間を制限す）

（八）參議院の内閣不信任上奏案しくは決議案を廃止す

（六）議會開會中毎月毎に内閣委員會を設け臨時議會を召集する時この委員會をして緊急命令に代る略式立法その他議會の權限を委任的に行使せしむ

（七）議會は直接に行政各部及内閣に対することを得

五、國務大臣及内閣

（一）國務大臣及び内閣に關して憲法に携ずるものを除くの他か法律をもつてこの基本的事項を定む

（二）國務大臣の首班たる内閣総理大臣の他の國務大臣に対する地位の優越を明確にす

（三）國務大臣の議會に対する責任を明確にす

（四）内閣の制度を憲法中に設置し、内閣に執行命令、独立命令その他の命令制定權を認む

六、檢察制度

（一）司法權の独立を強化し、大審院長、大檢に直接せしむ

（二）大審院長の下級裁判官に対する独立の職權を確立す

（三）別に檢察官を設け司法大臣の下に置く

（四）行政裁判制度を廃止し、これを司法裁判所に移管しかつ行政訴訟事件を擴大す

（五）會計檢査院を大審院に直接せしむ

（六）大審院長及會計檢査院長の任命は議會の同意を経ることを要す

八、憲法の改正

（一）憲法改正の発議權は議會にもこれを認む

（二）憲法改正は議會の議決をもつて制定するものとし、天皇の政治權を指揮權或るため第五條第六條および第三十七條を改正すること

第二　立法に対する議會權限の擴張　法律は常に議會の議決をもつて制定するものとし、天皇の政治權を指揮權或るため第五條第六條および第三十七條を改正すること

第三　天皇の大權に対する制限

（イ）議會大權に関し議會の同意なくしては國際機會の召集を與し得るやう第七條に規定すること

（ロ）命令に關し第八條の緊急命令はこれを廃止するとともに第九條中「凡臣民の義務を擴張する命」のいはゆる勅令命令もこれを削除すること

（八）外交大權については國際會の議をもつてこれを行ふべく第十三條を改正すること

（二）統帥大權および軍政大權に關する第十一條および第十二條を削除すること

第四　臣民に対する保障　第十九條乃至第三十九條および第三十一條の規定を整備、日本臣民は憲法上および法律上本等なる原則を明記するとともに、緊急時に臣民の自由を制限するには法律の規定によるべき旨を定め、震法には法律をもつても制限すべからざる自由についてのみ保障規定を設くること

第五　貴族院の改組　貴族院の名称を改め、職選代議者及び勅選により任ぜられたるものをもつてこれを組織することとし、その選定方法は法律をもつてこれを定むるやう第三十三條、第三十四條等を改正すること

第六　議院委員の設置　議會開會中その職務を代行せしむるための議會に常設委員を設くること

第七　内閣制度の確立　行政權は内閣総理大臣及び各国大臣をもつて組織する内閣においてこれを執行することとし、内閣は議會に対しても責任を負ふべき旨を定め、さらに内閣総理大臣及び各国大臣は衆議院議員、大臣なる国務大臣を制限を廃止すること

第八　權限範圍の廃止　權限範圍を廃止するため第五十六條を削除すること

第九　司法裁判權の擴張　行政訴訟の適法処分により侵害されたる場合は常に行政訴訟を提起し得ることとするとともに、その裁判權を司法裁判所の管轄とし、行政裁判所を廃止すべく第六十一條を改めること

なほ官吏の違法行為による損害については國家に賠償責任ありとすること

第十　爵位　皇室典範を改正し爵位の廃を設くること

第十一　貴族制度の廃止　貴族制度を廃止すること

辯護士會

去る廿五日辯護士會聯合會では左記總會を去る二十一日第一東京弁護士會館で開催、憲法改正に關する調査委員會を設置し、解散議會、松本國務相らに提出することに決定した、憲法改正案は天皇制はこれを存續し、ポツダム宣言の趣旨に遵じ、民主主義による國政改革を樹立し、かつ天皇と國民とを區別し從來曖昧、官僚等が政權を悪用したる無責を排除せんがため帝國憲法に次のごとき改正をなすを適當と認む

第一　國民參政制の採用　重大なる國務を決定するがため必要ありと認むるときは天皇の發議により國民の直接投票（レフェレンダム）に訴えるの途を開くとともに國會もまた第三十三條第二項に定める特別法制のみ法によりこれを與議しうるものとすること

第二　立法に対する議會權限の擴張　法律は常に議會の議決をもつて制定するものとし、天皇の政治權を指揮權或るため第五條第六條および第三十七條を改正すること

第三　天皇の大權に対する制限

（イ）議會大權に関し議會の同意なくしては國際機會の召集を與し得るやう第七條に規定すること

（ロ）命令に關し第八條の緊急命令はこれを廃止するとともに第九條中「凡臣民の義務を擴張する命」のいはゆる勅令命令もこれを削除すること

（八）外交大權については國際會の議をもつてこれを行ふべく第十三條を改正すること

（二）統帥大權および軍政大權に關する第十一條および第十二條を削除すること

第四　臣民に対する保障　第十九條乃至第三十九條および第三十一條の規定を整備、日本臣民は憲法上および法律上本等なる原則を明記するとともに、緊急時に臣民の自由を制限するには法律の規定によるべき旨を定め、震法には法律をもつても制限すべからざる自由についてのみ保障規定を設くること

第五　貴族院の改組　貴族院の名称を改め、職選代議者及び勅選により任ぜられたるものをもつてこれを組織することとし、その選定方法は法律をもつてこれを定むるやう第三十三條、第三十四條等を改正すること

第六　議院委員の設置　議會開會中その職務を代行せしむるための議會に常設委員を設くること

第七　内閣制度の確立　行政權は内閣総理大臣及び各国大臣をもつて組織する内閣においてこれを執行することとし、内閣は議會に対しても責任を負ふべき旨を定め、さらに内閣総理大臣及び各国大臣は衆議院議員、大臣なる国務大臣を制限を廃止すること

第八　權限範圍の廃止　權限範圍を廃止するため第五十六條を削除すること

第九　司法裁判權の擴張　行政訴訟の適法処分により侵害されたる場合は常に行政訴訟を提起し得ることとするとともに、その裁判權を司法裁判所の管轄とし、行政裁判所を廃止すべく第六十一條を改めること

なほ官吏の違法行為による損害については國家に賠償責任ありとすること

第十　爵位　皇室典範を改正し爵位の廃を設くること

第十一　貴族制度の廃止　貴族制度を廃止すること

普通の日本人民

統治上の發言付

【ワシントン】ワシントン二十一日発UPトルーマン大統領は二十一日參議院議員の年頭教書を議會に送つたが、大統領はこの中で米國は平和的かつ永續的平和の國立維持なることを強調し、さらに新年度の豫算案を提案し、また國家の全般的增稅を勧告したが要旨次の通り、とくである

（一）日本に対する米國の政策は戦爭する力を根絶し、かつ普通のくるにあるこ（二）米國は日本の戦爭指導者を裁判し、もつて日本人民に生せしめる脅威を消滅する（三）日本はドイツとともに戦爭をなし得る國は全滅される

國際聯合を育成

【ワシントン】ワシントン二十一日発米 ……てのアメリカはあらゆる制度の廃

1946/1/24

政府の憲法改正案

選擧告示前に公表

來月上旬原案を決定

政府は來る總選擧後の特別議會に憲法改正案を提出する豫定の下に松本國務相のもとで完成を急いでゐるがいよ〳〵近く憲法問題調査委員會の審議を終了、閣議に附議する段取りとなつた、同委員會は昨年十月末第一回會合を行つたのを皮切りにこれまで小委員會、委員會、總會などを重ねること十九回、慎重な審議を續けて來たのであるが、旧臘二十六日の總會において大体の構想をまとめ、松本委員長がこれにさらに檢討を加へて改正案の輪郭を作り上げるにいたつた

かくて第一回委員會開催以來約三箇月で最後の仕上げ時期に入り、二十三日小委員會を開いて草案を脱稿する運びとなり、續いて二十六日委員會を開催、これを推敲した上來月初旬第七回總會を招集、最後的な檢討を加へて憲法問題調査委員會の草案を決定する豫定になつてゐる

同總會で決定をみれば草案は直に閣議に付議されることとなるが、松本國務相としては閣議決定をみればなるべく速かに改正案要綱を發表して一般に問ひたい意向を持つてゐる、

發表する時期は總選擧期日告示前になるとみられてをり、政府の憲法改正案はこゝに總選擧の重要題目となり、政府案の賛否を繞つて各政黨および一般國民の間に熱烈な論戰が展開されるものとみられ、總選擧を機として憲法改正およびその中核たる天皇制を繞る論戰はさらに高潮するものとみられる

1946/2/16

憲法制定國民會議

高野博士ら設置提唱

高野岩三郎博士を中心とし鈴木安蔵、杉森孝次郎、森戸辰男、岩淵辰雄、馬場恒吾氏らの「憲法研究會」（仮称）が去る十二日朝日新聞社で開かれたが、その前身憲法研究會は去る十二月朝日新聞社で開かれたが、その前身憲法の制定は國民自身の手によって決定されるべきで一部官僚や反動勢力の起草に委ねるべきでないとし「憲法制定全國民會議」を新立すべき機関方面に次の如く呼びかけた

憲法は日本國家再建の基礎を決定し、その性質の如何は全國民生活の解放か、隷属かを左右するものであり、されば民主主義日本の発足には真に民主主義的な憲法の制定こそ根本問題である、かくる憲法は國民自身の手によって研究審議決定されるべきである、しかるに現政府は一部官僚や反動勢力を代表するに過ぎず、到底新しい日本建設の資格なく、現にその憲法改正案はその進捗方法において、その草案内容において著しく非民主主義的である、かくては憲法は日本の民主主義の再建を妨げ、國民生活の解放向上に障碍となり、徒らに國民の不信と反感を惹起するに終り、日本の不幸これより大なるはなし、われ〳〵は日本民主主義確立を熱望する國民に対し政党、労働團体、勤労團体、言論界、文化團体、婦人團体その他一切の進歩的團体に対し協力一致、真に民主主義日本建設の基本法たるべき憲法制定の準備會議を開催せんことを提唱し、すなはち三月中旬を期して廣く各團体の代表者その他問題の人々の参集を得て全國民的憲法制定會議開催のため準備を進め、その具体的方法については開催体との協議を候って決定するつもりであるがたとえ開催せずとも協力を切望してやまぬ

主權在君を基調

進歩黨の憲法改正案

進歩黨では鳩山一郎氏を中心に憲法改正問題を研討中であつたが、十三日の幹部會で決定、十四日の党総会に諮り、正式決定を見た、党綱は左の如くであるが、他党の主張と異なり特に注目される点は

一、條約の締結は議會の議を経ること（第四項）

二、教育制度に関する重要なる事項は法律による（第八項）

一、日本臣民が不法に逮捕監禁せられたりとする時は裁判所に対し訴び出しを求め弁明を聞取せられんことを請願することを得（第十項）

などである

憲法改正案要綱

統治權行使の原則　一、天皇は人民の輔翼により憲法の條規に從ひ統治權を行ふ

法は帝國議會の協賛により、行政は内閣の輔弼を要し、司法は裁判所にこれを托す

二、委任立法法令及び独立命令はこれを廃止す

三、警察命令の制定は議會の協賛を要す

四、官戦、講和、同盟條約、立法事項または重大事項を含む條約の締結は帝國議會の議を経るを要す

五、統帥大權、編成大權に関する條項はこれを削除す

六、戒嚴の宣告は帝國議會の議を経るを要す

七、内閣官制その他閣僚たる官職は法律による

八、教育の制度に関する重要なる事項は法律に拠る

九、勲章大權中貴位の授與はこれを廃止す

臣民の権利義務　十、日本臣民は不法に逮捕監禁せられたりとする時は裁判所に対し訴出しを求め弁明を聞取せられんことを請願することを得

十一、日本臣民は自己を犯罪人たらしむべき命令を強要せらるることなし

十二、住所の不可侵、信書の秘密、言論、著作、印行、集會結社の自由の制限は公安保持のため必要なる場合に限りこれを制定することを得

帝國議會　十三、貴族院を廃止し衆議院は参議院法の定めるところにより参議院議員をもつてこれを組織す

十四、豫算および財政法案は衆議院においてこれを先議す

参議院は衆議院において可決せる豫算案の修正を決議することを得

十五、衆議院において可決せる法案は参議院の議決なくして成立したものと見做す

十六、衆議院は内閣および各國務大臣に対し不信任または弾劾を決議することを得

十七、帝國議會の會期を五箇月とす

衆議院は會期の延長ならびに臨時議會の召集を求めることを得

十八、議會に常任委員會を設く

常任委員會は議會閉會中緊急勅令の制定、臨時議會召集の請求、豫算その他緊急処分、豫備金の支出、暫定予算施行を要する事項を議決す、これらの議決は次の帝國議會の議決を要す

國務大臣　十九、宰相、内閣総理大臣は親任せんとするときは衆議院議長に諮問す

各國務大臣の親任は内閣総理大臣の奏請による

内閣総理大臣および國務大臣をもつて内閣を組織す

二十、内閣総理大臣および國務大臣は帝國議會に対しその責に任ず

二十一、議院法はこれを廃止す

司法　二十二、大審院を最高裁判所とす、大審院は法律または命令が憲法、または法律なりやを審査するの權を有す

二十三、行政裁判所を廃止しその權限を裁判所の管轄に属せしむ

會計　二十四、豫算不成立の場合には前年度豫算の月割範囲内において三箇月限り暫定豫算を作成し、暫定豫算は帝國議會の承認を要す

政府は三箇月の期間内に新豫算の成立し得るやう帝國議會を召集することを要す

補則　二十五、各議院はその各現在議員の三分の二以上の同意をもつて憲法改正案を発議することを得

危機解決の民主戰線

野坂氏、京都人民大會で挨拶

京都における野坂参三氏歓迎人民大會は京都民主戰線の結成を記念して十四日午後一時から新聞會館で開催された、大会は場内に溢れる盛況、野坂氏は熱烈の拍手に迎へて左の挨拶を述べ、食糧危機突破と解放戦線の結成を可決した

▽民主戰線は日本の危機を解決する唯一の残された道であり、人民の要求である、京都は常にその先駆を切つた、私は心から感謝したい、今後全國的な戰線統一へ一つの機軸を示して貰ふやう御願ひする、京都の町は私は将来相當變貌するだろ様を見さなければならぬと思ふ、また中國になだこの日本内地の変貌が強化された時、どうか京都と奈良だけはそのままにしておきたいと感じ、帝國第一歩の頃初に私は新聞記者の人に大丈夫かと言へ、彼等はしどろもどろで一番安心した、日本の古い風俗習慣をそのまゝもつてゐる京都は見ぶ非でも大切に保存しなければならない

▽次に将来の日本をどうするかの問題であるが、戦時中、重工業、機械工業の大部分を破壊された

小麦粉一千トン

近く正式引渡し

日本の食糧救援物資の第一陣として米國政府から横浜に停泊された比島からの小麦粉一千トン（二百万ポンド）はいよ〳〵近く政府側の手に正式に引渡される旨で司令部から通知があつた

これによると日本政府は米第八軍の指定した場所で現品を引取る

1946/2/25

社會黨の憲法改正要綱成る

主權の主體は國家

統治權の大部は議會に

社會黨は憲法問題特別委員會における憲法改正に関する檢討を行つて來たが、二十二日の常任委員會で右改正案の決定をみたので、二十三日その要綱を発表した、問題の天皇制については主權は國家にあり と規定し、天皇の大權を大いに制限することによつて天皇制の存續を認めた点が注目される

新憲法制定の三基準

一、方針　新憲法を制定して民主主義政治の確立と社會主義經濟の新行を目指す

二、方法　終戦後の特別議會においてとくに會期を延長し、新憲法制定に當ることとし、これを憲法改正議會とする

三、目標　本和國家を建設するを目標とするもつて從來の權力國家觀を一掃し、國家は國民の福利增進を許さ主体なることを明かにする

主權と天皇制

一、主權は國家（天皇を含む國民統合体）にあり

二、統治權、統治權はこれを分割し主權の行使議會に、一部を天皇に委譲（天皇大權大幅削減）せしめ天皇制を存續する

天皇統治權の内容

一、内閣総理大臣、閣僚議長の推薦に基き、天皇これを任命す、但し天皇これを拒否することを得

二、條約締結議會の權能に属し天皇これに署名する、但し天皇

三、議會において議決する法律の公布には天皇これに署名するの形式を採ること、す

四、内閣の申出に基き天皇は恩赦をなすの權を有す

五、天皇は國民に榮典授與の權を有す

六、天皇は外國に対し國民的に國家を代表するの權を有す

七、天皇は政治上の實任なしなは皇位の継承は議會の承認を得るを要す、憲政を開くには議會の議決による

議　會

一、議會は天皇大權に属せざる他の一切の統治權を行使す

二、議會の權能は立法權、歳入歳出議決權の權、行政に関する指示および監督權、條約締結に承認を與ふる權を有す

三、議會は二院より成り、衆議院は比例代表による國民公選の議員より成り、參議院は地方團體選挙人よりの公選議員をもつて公選し、專門的素養にあたる

四、衆議院において二回可決せられたる法律案は參議院を拘束す

五、議會は無休とす、休會の際は代行機関を置く

六、議會は國民投票により解散される

國民の權利義務

一、國民は生存權を有す、その老後の生活は國の保護を受く

二、正義公平の原則に基き國民生活の安定向上をはかるは國の使命なり、そのために必要なる政策を実施す

三、國民は一切平等なり、特別身分による一切すべての差別を撤廃す

四、議員、官吏、竹時、勤等をすべて廃止す

五、言論、集會、結社、出版、信仰、通信の自由を確保す

六、國民は勞働の義務を有す、勞働力は國の特別の保護を受く

七、所有權は公共の福利のために制限せらる

八、國民の家庭生活は保護せらる婚姻は男女平等の權利を有する

九、公民は法の定むるところによりその權能に應じ等しく公職につくことを得

十、教育は國民の義務なり、國家は教育費及び施設をなし、文化向上の助成をなすべし

内　閣

一、内閣総理大臣を首相大臣、國務大臣を任命し各大臣をもつて内閣を構成す

二、内閣は議會に対し責任を負ふ内閣は議會の委託により外に対し國を代表し、行政權を執行し、官吏を任免し、法律執行命令を発す

三、國民投票により内閣の信任を問はれることあり、なほ衆議院

ことを不適とす

はこれを廃止す

司　法

一、司法權は独立し、裁判所これを行ふ、裁判所は法律の定むる裁判官をもつて構成す

二、大審院長、大審院判事、檢事総長は同院議員の推薦に基づき内閣これを任命し、他の裁判官は内閣直接に任命す

三、無罪の判決受けたるものに対しては國家補償の途を確立す

四、死刑はこれを廃止す、人權尊重の裁判制度を樹立すべし

五、行政裁判所はこれを廃止す

議會決議

一、國の歳出、歳入は詳細に議會に規定し、各會計年度の開始以前に法律をもつてこれを定むべし

二、國の歳出、歳入の決算は速かに會計檢査院に提出し、その檢査を終たるのち議會に提出すべし、會計檢査院長は同院議員の推薦にとづき内閣これを任命す

附則　憲法改正せんとするときは議員三分の二以上の出席、および出席議員の半数以上の同意あるを要す

本年の輸出計畫決る

國産原料製品は下半期增加

司令部発表

マックアーサー元帥は日本の輸出貿易の調査を完了、一九四六年の輸出計畫が米政府に提出された旨二十三日発表した、右輸出計畫の作成は日本における最小限度の國内経済を維持するため一九四六年非常に重要性を有するものである、即ちこの輸出代金はこの輸入資金に充當されるものである

輸出計畫は一九四六年上半期と下半期の二期に分れており、一九四六年上半期は輸出に充當し得る品目はもとく輸出を目的としてのもので生糸八万梱、絹および人絹混織約七千五百万ポンド、陶器品トン、陶器二万トン、燐千五百トンおよび燐鉱真珠約百万グラムなどを主とし、ラジオ真空管百万個、寫眞機一万個、自轉車五万台で現在は世界の綿小物類で日本にある少量の金屬類物なども輸出せられる、また製糸生産二十万百五十万立方呎の木材も六月三十日以前に輸送可能で、その他工業美術品約五トンも含まれてゐる

一九四六年上半期中の輸出可能量は大部分日本の生産能力およびわが政權出品製造に必要な原料の輸入量に依存してゐるが、豫定され

てゐる輸出計畫中には生糸五万百五十万立方呎の木材も六月三十日以前に輸送可能で、その他工業美術品約五トンも含まれてゐる

預貯金控除率決る

一年据置五萬圓以下は三割

きさに発表された個人財産税ならびに個人財産臨時税の所法案において預貯金を控除として通過の既成

円ないし十万円に二割、十万円以上五十万円まで一割、五十万円以上百万円まで五分とする、但

社會黨の憲法改正要綱成る

陸機関が振出しまたは裏行する手形、小切手または郵便為替証書は新券等（発行金額一円以下の紙幣等を含む）をもつて取組されたものに付封鎖不要という意示をなし、これに対しては新券等による支拂が出來ることとなる半面、旧券をもつて取組んだものは封券による支拂が出來ないが新券等と旧券を取りまぜて取組んだのはこれを一括して旧券で取組まれたものとして取扱ふ

銀行も三日は不休

日本銀行協會社員銀行では旧円受入れおよび新円交換業務取扱ひのため三月二日（土）は三時まで營業時間を延長、同三日（日）は平常通り臨時開店することとなつた

（金融各地銀行もこれと同一歩調をとる）

なほ三日以降旧円を預入れするためにはその分につき財産税申告の手續を要するのみならず締切期日が切迫すると店頭が混雑することが豫想されるので出來るだけ早く預入れするやう望んでゐる

立候補資格審査申請者

◆大阪府

第一區（定員七）

和田　耕雄　齋藤隆夫　新
一松　定吉　進歩、前
◆京都府（定員一〇）
宮崎佐平治　進歩、新
田中庄太郎　進歩、新
谷田　修一　未定、新
◆鳥取縣（定員四）
田中　嘉作　中立、新
◆島根縣（定員五）
田村　清吉　中立、新
◆高知縣（定員五）
小松　駿正　未定、新
◆山口縣（定員九）
中野　保一　中立、新
◆大分縣（定員七）
木村　義雄　中立、新
野依　秀市　中立、元
◆東京都

第一區（定員一〇）

清水　澄子　協同、新
渡野　良三　未定、新
堀越　中映　未定、新
川村　清久　未定、新
荒木太郎　進歩、新
鈴田　文雄　未定、新

第二區（定員一二）

目枝　繁雄　進歩、新
丸山　義一　未定、新
菊原　義雄　未定、新
大川原重男　未定、新
千葉正一郎　新日本民主

第三區（定員一四）

江藤　隆治　未定、新
八巻　義雄　未定、新
村山　貞雄　未定、新
◆群馬縣（定員一四）
臼井　莊一　進歩、新
◆栃木縣（定員一〇）
中山　五郎　未定、新

第一區（定員七）

稲葉　修　未定、新
小山　專吉　中立、新
◆長野縣（定員一四）
土屋　隆治　未定、新
西村　幸一郎　中立、新
対原三郎　中立、新
上條　秀治　協同、新
宮沢　才吉　進歩、新
◆青森縣（定員七）
田中伊太郎　中立、新
◆山形縣（定員九）
工藤　貞策　未定、新
◆北海道

第一區（定員一四）

新妻伊都子　社會、新
三宅秀次郎　北海道政治同盟、新

申し出取下げ（京都）

（今井健彦、尚井政治郎（辞退）、清水澄子）

進歩　二五六

自由	三三九	三三〇
社會	一一九	四八
共産	四一〇	
協同	一三九二	
國民協同		
中立		
新元	二六四三	
前	一一〇	
	二二一	
累計	二六七四	

尾崎氏らの憲法草案

尾崎行雄氏を中心として鳩山一郎、渡辺錠太郎、石田秀人、樋田正次、鳥居喜信夫等の議員は一月憲法調査会を設け次の会合を開いて憲法改正について検討の結果、草案を作成したので政府の参考に資するため五日午後一時石田、樋田両氏が首相官邸で石渡国務相と懇談、草案を手交してその主旨を説明した、これは既文とほぼ九十條より成りその概要は次の通り

一、議会は二院制とし、一年の総会開催する

一、最高民意の尊重原則に鑑み中に国人、細則は憲法として議会の同意を要することとし、幸福の増進を図ることとし、幸福の制を設け、華族制を廃止する

二、司法権の強化について英米法の主義を参照、裁判所に違憲の法令の無効を宣言し得る制度を設ける

三、国民投票制についてはその実施に疑問が多いので憲法改正の場合にのみ議会の議決のみの国民投票に対し同意を求めしめる

一、租税法の効力は原則として一年とし、緊急外交処置のみは、次の会合を開いて憲法改正について検討の結果、草案を作成したので政府の参考に資するため五日午後一時石田、樋田両氏が首相官邸で石渡国務相と懇談、草案を手交してその主旨を説明した、これは既文

（月刊）（明治五十五年三月七日第三種郵便物認可）

朝日新聞

発行所　朝日新聞社大阪本社
電話　本局三四〇五　北浜二丁目二番地
番号　一〇五二番　北浜
番号　一〇五五番　堂島
郵便振替口座　大阪一〇〇〇番
天満八軒家　印刷所　人行発行兼編輯人
印刷所　堂島上村　人間印

政府の憲法改正草案要綱決る

「主權在民」を明示
「戰爭の抛棄」規定

飛躍的なる革新内容

政府は六日の閣議で「憲法改正草案要綱」を決定、同日午後五時内閣より發表した、右要綱は前文と十二箇、九十五箇条から成るものであるが、その冒頭にあるとおり天皇の地位を日本國民の總意に基く日本國及び國民統合の象徴たりとして主權在民の建前を第一項に明示し、全面にわたって主權在民の精神が盛られてゐる点と、世界に類例なき「戰爭の抛棄」を明文で規定してゐることであり、憲法改正といふよりむしろ新憲法の制定といふべき新しい内容を持つものである、憲法改正問題については幣原國務相が議會初會の議會司令部を訪問した際、マックアーサー元帥より憲法の自由主義的改正を行ふべき旨の指示を受けて以來、熊撲氏閣の基本的な構想として、政府部内の憲法問題調査委員會により、憲法改正草案要綱の作成を進めてゐたのであるが、その後議會の審議に鑑み當初の構想よりはさらに飛躍的な革新内容をもったものとなった、政府は吾日の閣議より引續いて六日閣議を開いて憲法改正草案要綱の決定をなさんとしたものであって、右の憲法改正草案要綱はさらに政府において修文化した上、閣議決定の時期に提出される

勸銀正副總裁更迭

日本勸業銀行では正副總裁の更迭を行ふことになり、後任總裁には農林事務官西田太郎氏、副總裁には次官經歷者たる佐藤賢二氏の昇格が確実とされる

政府改正案要綱

日本國民は國會に於ける正當に選擧せられたる代表者を通じて行動し我等自身及子孫の為に國民との平和的協力の成果及び此の國全土に及ぶ自由の福祉を確保し、且政府の行爲に依り再び戰爭の慘禍の發生することなからしめんことを決意す。乃ち茲に國民主高權の代表者たる本議會に於ける正當に選擧せられたる我等は、正當に選擧せられたる代表者たる國民の名に於て、此の憲法を制定し、之を確定する。

日本國民は永世にわたり平和を希求し、人間相互の關係を支配する高遠なる理想に深く徹し、且つ、我等の安全及生存を保持しようとする平和愛好國民の公正と信義とに信頼して、我等の安全と生存とを保持しようとする決意を固めた。我等は、平和を愛し、人間の相互關係を支配する崇高な理想を常に指針とする國際社會に於て、名誉ある地位を占めたいと思ふ。我等は、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏とから免かれ、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。

我等は、何れの國も自己に對してのみ責任を負ふのであって、他國との關係に於ては、主權は、これを無視しようとする諸國の專横と、隷從とを、永遠に除去しようと努めてゐる國際社會に於て、名誉ある地位を占めたいと思ふ。我等は、恐怖と欠乏とから免かれ、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。

我等は、何れの國も自己に對してのみ責任を負ふのであって、他國との關係に於ては、主權は、これを無視しようとする諸國の專横と、隷從とを、永遠に除去しようと努めてゐる國際社會に於て、名誉ある地位を占めたいと思ふ。我等は、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏とから免かれ、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。

日本國民は國家の名譽を重んじ全力を傾けて此等の高遠なる目的を達成せんことを誓ふ。

第一　天皇

第一　天皇は日本國民全体の意思に基き日本國及其の國民統合の象徴たるべきこと

第二　皇位は國會の議決を經たる皇室典範の定める所に依り世襲して之を継承すること

第三　天皇の國務に關する行爲は凡て内閣の輔翼に依り内閣は其の責に任ずること

第四　天皇は此の憲法の定むる國務を除くの外政治に關する權能を有することを無きこと

天皇は法律の定むる所に依り其の權能を委任することを得ること

第五　皇室典範の定むる所に依り攝政を置くことは天皇の名に於て其の權能を行ふものとし其の要件は前記第四第一項に準ずること

第六　天皇は國會の指名に基き内閣總理大臣を任命すること

第七　天皇は内閣の輔翼に依り國民の為に左の國務を行ふこと

一、憲法改正、法律、政令及條約の公布
二、國會の召集
三、衆議院の解散
四、衆議院議員總選擧を行ふべき旨の宣布
五、國務大臣、大使及法律の定むる其の他の官吏の任免の認証
六、大赦、特赦、減刑、刑の執行の停止及復權の認証
七、榮典の授與
八、外國の大使及公使の接受
九、式典の擧行

第八　皇室の財産及金銭その他の財産の授受は國會の議決なくして之を爲すこと

第二　戰爭の抛棄

第九　國の主權の発動として行ふ戰爭及武力に依る威嚇又は武力の行使は他國との間の紛爭の解決の具とすることは永久に之を抛棄する

陸海空軍その他の戰力の保持は之を許さず、國の交戰權は之を認めない。

第三　國民の權利及義務

第十　國民は凡ての基本的人權の享有を妨げられることなきものとし憲法の保證する國民の基本的人權は永遠にわたる不可侵の權利として現在及將來の國民に與へられるべきこと

第十一　この憲法の保障する自由及權利は國民において不斷に之の保持に努めなければならないとともに濫用を自制し常に公共の福祉のために之を利用する責務を負ふこと

第十二　凡て國民の個人としての生命、自由及幸福追求に対する權利については公共の福祉に抵觸せざる限り立法その他國政の上において最大の尊重を拂ふべきこと

第十三　凡て人は法の下に平等にして人種、信條、性別、社會的地位又は門閥に依り政治的経済的又は社會的關係において差別を受けることは無きこと

將來何人と雖も貴族たるの政治を以て國又は地方公共團体に於て何等の政治的權力をも授ることなく、榮典、勲章又は其の他の恩典の授與には何等の特權を伴ふことなく此等の榮典授與は現に之を有し又は將來之を受けるものの一代に限り其の效力を有すべきこと

第十四　國民は其の公務員を選定及罷免する權利を有すること、公務員は凡て全体の奉仕者たるべきこと

凡て選擧に於ける投票の秘密は之を侵すべからず、選擧人は其の選択に關し公的にも私的にも責を問はるることなかるべきこと

第十五　何人と雖も適當な法の他に關する救濟、公務員の勝免及法律、命令又は諸則の制定、廢止又は改正に關し平穏に請願を爲す權利を有し何人も斯かる請願を爲したる故を以て如何なる差別待遇をも受くることなきこと

第十六　何人と雖も如何なる奴隷的拘束をも被しめらるることなく犯罪に因る処罰の場合を除くの外其の意に反する苦役に服することなきこと

第十七　逮捕及拘禁の自由は爲すべからざること

第十八　何人に雖も如何なる奴隷的拘束をも被しめらるることなく犯罪に因る処罰の場合を除くの外其の意に反する苦役に服することなきこと

第十九　信教の自由は何人に対しても之を保障することとし如何なる宗教團体も國家より特權を受くることなく且政治上の權力を行使することなかるべきこと

何人と雖も宗教上の行爲、祝典、儀式又は行事に參加することを強制せられざるべきこと

國及其の機關は宗教教育其他如何なる宗教的活動をも爲すべからざること

第十九　集會、結社及言論、出版其他一切の表現の自由は之を保障し檢閲は之を禁ずべからざること

第二十　國民は凡て公共の福祉に抵触せざる限り居住、移轉及職業選択の自由を有すること

第二十一　國民は凡て所有の自由を保障せらるること

第二十二　婚姻は両性相互の合意に基いてのみ成立し且夫婦が同等の權利を有することを基本とし相互の協力に依り維持せらるべきこと

配偶の選択、財産權、相續、住所の選定、離婚並に婚姻及家族に關する其の他の事項に關し個人の權威及両性の本質的平等に立脚する法律を制定すべきこと

第二十三　佚樂は凡て人類の福祉の為に此の憲法の定むる所に依り其の能力に應じ均しく教育を受ける權利を有すること

國民は凡て其の保護の下に其の教育を受けしむる義務を負ふものとし其の教育は義務的なること

第二十四　國民は凡て勤勞の權利を有すること

第二十五　國民は凡て勤勞者の團結、團體的交渉その他の團體的行爲を爲す權利はこれを保障すべきこと

第二十六　勤勞者の賃金、就業時間その他の勤勞條件に関する基準は法律を以てこれを定むること

童童の不當使用はこれを禁止すべきこと

第二十七　財産權は侵されざることとし、財産權の内容は法律を以てこれを定める公共の福祉に適應せしめること

財産權は正當な補償を以てこれを公共の用に供せらるることあるべきこと

第二十八　何人と雖も過失犯として逮捕せらるる場合を除くの外權限ある司法官憲が発する令状に依て其の理由となる犯罪を明示するものに依るに非ざれば逮捕せらるることなきこと

第二十九　何人と雖も訴訟の被告人とされざることなく又は問責に伴ふ人身の拘束を與へらるることなく何人も正當の理由なくして刑罰を科せられることなく何人も正當の理由なくして刑罰を科せられることなく何人も正當の理由なくして刑罰を科せられ

1946/3/17

憲法草案

御意見を伺ひたし

政府から皆さんへお願ひ

今度の憲法改正草案に対する國民の率直な批判を願いて今後の参考にするため内閣

新日本再建を目的とした重大問題ですから、今後の参考に資するため皆様の率直な御意見を伺ひたいと思ひます、問題はこのたびの草案の全般についても個々の問題についても結構ですから、お気づきの点を葉書または封書でお送り下さるやうお願ひします、この御意見は三月末までに住所、氏名、職業、年齢御明記の上この「憲法草案についてのお願ひ」を新聞で御覧になつたか、ラジオでお聞きになつたかも是非お書添へ下さつて左記へお送り願ひます

宛先＝東京都麹町區霞ケ関

内閣憲法調査

憲法草案で左の如く大綱の概要を示して法制審議会の批判の投書を求めてゐる

今度の政府の憲法改正案は